

25 監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 25 年 2 月 7 日

福岡市監査委員	南	原	茂
同	栴	木	義博
同	石	井	幸充
同	伯	川	志郎

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査の対象、区分、範囲及び実施期間

(1) 監査の対象局等、区分、対象期間及び実施期間

ア 市長室

(事務監査)	対象期間	平成23年9月から同24年9月まで
	実施期間	平成24年8月23日から同年8月31日まで

イ 市民局

(事務監査)	対象期間	平成23年9月から同24年9月まで
	実施期間	平成24年8月24日から同年9月19日まで
(工事監査)	対象期間	平成22年6月から同24年5月まで
	実施期間	平成24年8月1日から同年10月25日まで

ウ こども未来局

(事務監査)	対象期間	平成23年9月から同24年9月まで
	実施期間	平成24年9月3日から同年9月24日まで
(工事監査)	対象期間	平成22年6月から同24年5月まで
	実施期間	平成24年8月1日から同年10月25日まで

エ 経済観光文化局

(事務監査)	対象期間	平成23年10月から同24年10月まで
	実施期間	平成24年8月24日から同年10月19日まで

オ 道路下水道局

(事務監査)	対象期間	平成23年10月から同24年10月まで
	実施期間	平成24年8月23日から同年10月5日まで

カ 水道局

(事務監査)	対象期間	平成23年10月から同24年10月まで
	実施期間	平成24年8月23日から同年10月11日まで
(工事監査)	対象期間	平成22年6月から同24年5月まで
	実施期間	平成24年8月1日から同年10月25日まで

キ 教育委員会

(事務監査)	対象期間	平成23年10月から同24年9月まで
	実施期間	平成24年9月3日から同年9月24日まで

ク 人事委員会事務局

(事務監査) 対象期間 平成23年9月から同24年8月まで

実施期間 平成24年8月24日から同年8月27日まで

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 市長室

委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「飲酒運転撲滅キャンペーン業務委託」の委託料や貸借契約等の契約代金の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(広報戦略課)

イ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

ウ こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

エ 経済観光文化局

(ア) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの

指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市祇園音楽・演劇練習場」(以下「祇園練習場」という。)の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

今後、基本協定書等で定めた業務等については、履行状況及び提出内容等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。

A 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前10時から午後7時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週1日

以上あった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市大橋音楽・演劇練習場（以下「大橋練習場」という。）と兼務していたため祇園練習場の統括責任者が大橋練習場で勤務していた。

- B 基本協定書において、祇園練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。
- C 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、舞台装置運営業務については、基幹要員の業務時間は午前10時から午後7時までとなっているが、舞台利用または打ち合わせ等がある日の必要な時間のみ勤務していた。
- D 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。
  - (A) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。
  - (B) 事業報告書において、祇園練習場、大橋練習場及び指定管理者である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。
  - (C) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。
  - (D) 事業報告書において、舞台管理業務について、祇園練習場及び大橋練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

(文化振興課)

- (イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めもの

指定管理者は、公の施設の管理を行う場合は、施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき管理運営業務を適正に履行しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市大橋音楽・演劇練習場」(以下「大橋練習場」という。)の管理運営業務において、次のような事例が見受けられた。

今後、基本協定書等で定めた業務等については、履行状況及び提出内容等を適宜把握、検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。

- A 実施協定書の管理運営業務の範囲及び基準において、施設を管理する統括責任者を常勤で配置し、受付案内業務従事者を午前9時30分から午後11時まで常時1名以上配置することとなっているが、統括責任者と受付案内業務従事者を兼務する1名しか配置していなかった。また、臨時職員のみ勤務する日が、週2日以上あり、平成24年9月については、統括責任者をほとんど配置していなかった。さらに、実際に勤務する職員は、福岡市祇園音楽・演劇練習場（以下「祇園練習場」という。）と兼務していたため大橋練習場の統括責任者が祇園練習場で勤務していた。
- B 基本協定書において、大橋練習場の収支に係る諸記録を整備しなければならないが、勤務した職員、勤務日数、勤務時間等が確認できる実績表等を作成していなかった。
- C 基本協定書においては、経理を他の業務と区別して明確にし、また常に経理状況を明らかにするよう規定されているが、次のような事例が見受けられた。

- (A) 収支に係る記録を帳簿として整備しておらず、経理状況を明らかにしていなかった。また、管理運営業務に係る経理を区分しておらず指定管理料に係る経費を反映した適正な収支決算書を作成していなかった。
- (B) 事業報告書において、大橋練習場、祇園練習場及び指定管理者の構成団体である「特定非営利活動法人福岡パフォーミングアーツプロジェクト」の経理を区別せずに行っており、当該施設に係る人件費を明確にしていなかった。
- (C) 事業報告書において、業務委託料については、施設総合管理業務(清掃、警備、消防設備保守点検、エレベーター保守点検、シャッター保守点検、受水槽清掃、空調設備、自動扉保守、建物保守点検等)について、大橋練習場及び祇園練習場の2施設分を一緒に再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。
- (D) 事業報告書において、舞台管理業務について、福岡市祇園音楽・演劇練習場舞台管理業務委託の中の一項目として再委託し、当該施設に係る業務委託料を明確にしていなかった。

(文化振興課)

(ウ) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の委託契約事務において次のような事例が見受けられた。

今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。

- A 随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成23年度「バーミーガードによる防虫業務」及び同24年度「館内生息昆虫調査業務」等の委託契約事務において、2者による見積合わせを行う際に、1者に2者分の見積書を渡して押印の上、提出させ契約を行っていたものが多数あった。

また、下見積を徴した業者にあらかじめ見積金額等を印字した見積書と他者分として見積金額を除く必要事項を印字した見積書を併せて渡し、提出させていた。

- B 特命随意契約及び10万円以下の1者による随意契約において、下見積を徴した業者の見積額を基にあらかじめ見積金額等を印字した見積書を当該業者に渡して当該業者から提出を受けて契約を行っていたものが多数あった。

(美術館運営課)

オ 道路下水道局

不動産鑑定手数料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

不動産鑑定手数料の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度及び同24年度の不動産鑑定の意見書作成及び手数料の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが複数見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(西部用地課)

カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

キ 教育委員会

- (イ) 行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務及び滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可に伴う電気料等の経費負担料については、福岡市公有財産規則に使用者の負担とすると規定されており、経費負担料を徴収しなければならない。また、経費負担料を納期限までに納入しない場合、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の市立高等学校の食堂等使用に伴う光熱水費について、次のような事例が見受けられた。

今後、行政財産の目的外使用許可に伴う経費負担料の徴収事務及び滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。

A 滞納分について、督促状を全く送付していなかった。

B 納期限までに納付していないものが複数あった。

(学事課)

- (イ) 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務及び滞納整理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可に伴う使用料については、福岡市公有財産規則に基づき、行政財産目的外使用許可に係る使用料は定める期日までに徴収しなければならない。また、使用料を納期限までに納入しない場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例に基づき、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度の市立高等学校施設使用料の徴収事務及び滞納整理事務において、次のような事例が見受けられた。

なお、平成20年度第2期定期監査において同様の指導を行っていたが改善が見られなかった。

今後、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の徴収事務及び滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り適正な事務処理を行われたい。

A 滞納分について、督促状を全く送付していなかった。

B 納期限までに納付していないにも係わらず、平成23年度及び同24年度の目的外使用許可を行っていた。

(施設整備課)

- (イ) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「壱岐東小学校外3校警備機器移設業務等委託」外15件の契約代金の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(施設整備課)

- (イ) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成23年度及び同24年度「福岡市立博多工業高等学校施設確認・日直業務委託」等においては、特命随意契約にあたり、職員が随意契約伺の契約金額、消費税額及び契約の相手方が記載すべき見積書の見積金額、件名、履行期間、見積日等を事前にパソコンで作成したものを契約の相手方に渡し、所在地、商号を記載させ社印を押印のうえ提出させていたものが多数あった。

今後、委託契約事務に当たっては適正な契約手続きを行われたい。

(施設整備課)

- (イ) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料等の支出に当たっては、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「学校水泳プール水質検査業務」等の委託料や物品購入代金等の支出において、履行確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが多数見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(健康教育課)

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) 自転車駐車場駐車料定期券の解約に伴う還付について（意見）

自転車駐車場駐車料の定期券解約に伴う還付については、自転車駐車場にて手続きが行えず利用者が区役所の自転車担当課に定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書を提出することで還付を行うこととなっている。定期券の還付については、利用者の利便性を考慮して自転車駐車場にて手続きが行えるよう検討されたい。

(道路下水道局道路管理課関連)

(3) テーマ監査

今回は、「少額の収入事務について」をテーマとして監査を実施した。

ア 市長室

特に指摘する事項はなかった。

イ 市民局

特に指摘する事項はなかった。

ウ こども未来局

特に指摘する事項はなかった。

エ 経済観光文化局

特に指摘する事項はなかった。

オ 道路下水道局

特に指摘する事項はなかった。

カ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

キ 教育委員会

特に指摘する事項はなかった。

ク 人事委員会事務局

特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 市民局

委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
設計及び履行確認を適正に行うべきもの

福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事（第3期分）監督業務委託[No. 15]  
(契約金額399万円)

本委託は、福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事（第3期分）の監督業務を行うものである。

本委託の業務は、工事監理及び設計意図の伝達を行うものとして特命随意契約としているが、その内容が仕様書に明示されていなかった。また、設計意図の伝達業務の履行を確認する書類も示されておらず、履行確認がなされていなかった。

今後は、適正な設計及び履行確認に努められたい。

(防災・危機管理部、財政局設備課関連)

※[ ]内の数字は、「別表2 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

イ こども未来局

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
鉄筋の積算を適正に行うべきもの  
市立香椎保育所改築工事 [No. 6]

(契約金額2億4,988万5,300円)

本工事は、鉄筋コンクリート造の保育所改築工事である。

鉄筋工事の数量計上については、財政局策定の積算の手引き等によると鉄筋材料は所要数量（設計数量の4%割増）、加工組立・運搬費は設計数量で計上することとなっている。

鉄筋材料は所要数量で計上すべきところを設計数量で計上し、さらに加工組立・運搬費では数量を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(保育課、財政局施設建設課関連)

- (イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- A 委託契約を適正に行うべきもの  
管理運営業務の一部委託（舞台） [No. 10]

(契約金額1,372万7,700円)

本委託は、少年科学文化会館の舞台設備（照明・音響・映写等）の操作と保守点検業務を行うものである。

本委託は3年間の長期継続契約としているが、「福岡市長期継続契約の範囲を定める条例」には長期継続契約を締結することができる範囲として、役務の提供を受ける契約のうち、当該契約の履行に必要な物品に係る初期投資額の回収に一定の期間が必要な契約とあり、初期投資額がない本委託を長期継続契約としたことは不適切であった。

今後は、適正な委託契約に努められたい。

(少年科学文化会館)

- B 履行確認を適正に行うべきもの  
平成23年度プラネタリウム設備保守点検業務委託 [No. 11]

(契約金額441万円)

本委託は、少年科学文化会館におけるプラネタリウム設備の保守点検を行うものである。

業務仕様書に明示された一部業務について履行を確認する書類が示されておらず、履行確認がなされていなかった。

今後は、適正な履行確認に努められたい。

(少年科学文化会館)

- C 積算を適正に行うべきもの  
こども総合相談センター自動制御装置（空調・入退室管理）保守点検業務委託 [No. 14]

(契約金額315万円)

本委託は、こども総合相談センター自動制御装置（空調・入退室管理）保守点検業務を行うものである。

その積算において、見積り等の積算根拠が示されなかった。

今後は、積算根拠を明確にした上で、適正な積算に努められたい。

(こども支援課)

※[ ]内の数字は、「別表3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

ウ 水道局

- (ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- A 土工の積算を適正に行うべきもの

福岡市水道水源かん養林内作業道整備工事（飯場線その3）[No. 1]

（契約金額1,830万450円）

本工事は、水道局が所有する水源かん養林内の作業用道路の築造工事である。

土工については土質が軟岩であったことから、バックホウによる直接掘削から大型ブレイカーによる人力併用機械掘削に設計変更を行った。しかしながら、その積算において破碎した軟岩（土砂）を搬出するためのダンプトラックへの積込費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（流域連携課）

B 発生土処理工の積算を適正に行うべきもの

東区千早3, 4丁目地内φ800mm配水管布設工事[No. 15]

（契約金額8,801万8,350円）

本工事は、配水強化のため推進工事及び開削工事による配水管布設工事である。

推進工事（径1000mm）で掘削した発生土（汚泥）の処理については、強力吸引車による発生土処理工を計上しているが、その積算において強力吸引車の台数を誤った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（東部管整備課）

C 充填材注入孔加工費の積算を適正に行うべきもの

中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事

[No. 26]

（契約金額1億7,989万6,500円）

本工事は、推進工事（推進管径900mm、配水管径800mm）により老朽化した配水管を更新するものである。

推進管に挿入する配水管との間に充填材（グラウト）を注入するが、グラウトホール（充填材注入孔）加工費を二重に計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（中部管整備課）

D 管挿入工（据付工）の積算を適正に行うべきもの

中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事

[No. 26]

（契約金額1億7,989万6,500円）

本工事は、推進工事（推進管径900mm、配水管径800mm）により老朽化した配水管を更新するものである。

推進管に配水管を挿入する挿入工（引込工、据付工）の積算は水道事業実務必携によるとしており、挿入工（据付工）の1日当り作業量は標準作業量とし施工延長による補正を行わないこととなっている。しかしながら、誤って標準作業量を補正した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（中部管整備課）

E 換気設備損料の積算を適正に行うべきもの

中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事

[No. 26]

（契約金額1億7,989万6,500円）

本工事は、推進工事（推進管径900mm、配水管径800mm）により老朽化した配水管を更新するものである。



推進工に必要な換気設備の積算において換気設備に使用する鋼管損料を通信・換気設備工として計上しているが、その費用に誤りがあった。さらに、推進工の機械器具損料において計上する必要がない鋼管損料を計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(中部管整備課)

F 覆工板設置撤去工の積算を適正に行うべきもの

中央区平尾2丁目～清川3丁目地内φ800mm配水管更新工事[No. 25]

(契約金額4億6,739万9,100円)

本工事は、配水管の老朽化による配水管更新工事である。

更新工の施工については、隣接する別工事により築造した立坑を利用して施工を行うものであり、別工事で立坑部分に設置した覆工板について本工事で開閉作業が必要なことから、覆工板設置撤去工を計上していた。しかしながら、その積算において計上する必要がない覆工板設置撤去の面積を計上した結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(中部管整備課)

(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

A 建設リサイクル法を遵守すべきもの

福岡市水道水源かん養林内作業道整備工事(飯場線その3)[No. 1]

(契約金額1,830万450円)

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。

しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。

なお、水道局に対しては前回の監査でも同法に関する法令遵守について注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。適正な施工管理に努められたい。

(流域連携課)

B 下請契約書の写しを添付すべきもの

多々良浄水場送水ポンプ棟電気設備更新工事[No. 51]

(契約金額1億7,217万4,275円)

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するために元請業者に施工体制台帳の作成が義務付けされているが、本工事の元請業者から提出された同台帳の下請工事に関する事項において、一部の下請契約書の写しが添付されていなかった。下請業者に関して、契約締結の適正化を促進するためにも法令遵守は重要である。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(設備課)

C 設計変更を適正に行うべきもの

多々良浄水場凝集剤注入電気設備更新工事[No. 56]

(契約金額5,880万円)

本工事は、多々良浄水場凝集剤注入電気設備を更新するものである。

施工において、工事内容の一部に変更があったにもかかわらず、建設工事請負契約書で定める設計変更がされていなかった。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(設備課)

- (ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの  
変更契約図書を適正に作成すべきもの

西区下山門3, 4丁目・石丸3丁目地内配水管布設工事[No. 40]

(契約金額6,442万3,800円)

本工事は、耐震ネットワーク構築のために配水管の耐震化を行うものである。

施工内容の設計変更に伴い契約変更を行ったが、変更契約図書に添付する設計書は水道局制定設計積算要綱により金額抜きとすべきところ金額入りとなっていた。

今後は、発注課及び契約担当課ともに十分なチェックを行い適正な契約事務に努められたい。

(西部管整備課、水道局契約課関連)

※[ ]内の数字は、「別表4 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(2) 建築工事等の監督業務委託について(意見)

建築及び設備工事において、工事監督に関する業務の一部を監理監督業務(以下、監督業務という。)として委託しているが、その委託契約は設計業務の受注者と特命随意契約しているものが見受けられる。

本市では、財政局契約課通知文(昭和61年4月15日付財調第123号財政局調達課長通知)によると、工事の監理監督委託については各課において契約事務を行うことに改め、契約の方法は「監理監督委託は、設計内容及び設計意図を熟知している必要があること等の理由により、従来から設計を行った者を契約の相手方としており、原則として随意契約によることとする。」としている。また、財政局策定の「市有建築物建設の手引き」によると、監督業務委託の契約方法は原則として競争入札に付することとしているが、同局策定の「建築業務マニュアル」では一部を除いて特命随意契約によることとしている。

このように、建築及び設備工事における監督業務委託の契約方法について一部混乱が生じているが、国においては、設計内容に客観的な技術的検討を加え、適正な品質確保をより一層推進するため、第三者性を確保する必要があることから、原則として、当該工事の設計業務の受注者とは異なる者と契約することとなっている。

こうしたことから、建築及び設備工事の監督業務に関して、さらに競争性を加味した業務委託発注の在り方について検討されたい。

(財政局技術監理課、財政局契約課関連)

(3) テーマ監査

今回は、「小規模委託業務(250万円以下)について」をテーマとして50件について監査を実施した。

ア 市民局

特に指摘する事項はなかった。

イ こども未来局

次のような改善を要する事例が見受けられた。

積算根拠が不明なもの、特命随意契約の理由や成果品が適正でないもの、提出書類に不備があるものなど不適切な委託が見受けられた。

今後は、適正な事務処理に努められたい。

ウ 水道局

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

## 監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局 等	監査実施対象	
市長室	広報戦略室	広報戦略課，広報課，報道課，課長(デジタルサイネージ推進担当)
市民局	総務部	総務課，課長(施設整備担当)
	部長(震災支援担当)	課長(震災支援担当)
	コミュニティ推進部	市民公益活動推進課，公民館調整課
	防災・危機管理部	防災・危機管理課長(2)
	スポーツ推進部	スポーツ振興課，スポーツ事業課長(2)
	男女共同参画部	男女共同参画課
	人権部	人権推進課，地域施策課(六高人権のまちづくり館，堅粕人権のまちづくり館)，人権啓発センター
こども未来局	こども部	総務企画課，放課後こども育成課，青少年健全育成課，課長(青少年施設検討)，背振少年自然の家
	子育て支援部	子育て支援課，監査指導課，保育課，保育所指導課(姪浜保育所，香椎保育所，田隈保育所，那珂保育所，馬出保育所，志賀島保育所)
	こども総合相談センター	こども支援課，こども相談課，こども緊急支援課，課長(こども緊急支援)
経済観光文化局	産業振興部	政策調整課，振興課，振興課(計量検査所)，雇用労働課
	新産業・立地推進部	科学技術振興課
	国際経済・コンテンツ部	国際経済課，コンテンツ振興課
	文化振興部	文化振興課
	美術館運営部	運営課，学芸課
	アジア美術館事業管理部	管理課，学芸課
	文化財部	埋蔵文化財センター
	部長(空港整備推進)	課長(空港整備推進)
道路下水道局	総務部	総務課，営業課
	管理部	道路管理課，下水道河川管理課
	計画部	道路計画課，河川計画課，那珂川・樋井川床上浸水対策推進室，広域道路推進課，高速道路推進課
	建設部	東部道路課，西部道路課，中部下水道課，西部下水道課，河川課
	下水道施設部	施設管理課，中部水処理センター，和白水処理センター
	用地部	東部用地課，西部用地課
水道局	総務部	契約課，営業課
	計画部	計画課

	浄水部	水管理課，浄水施設課，設備課，多々良浄水場，夫婦石浄水場
	配水部	東部管整備課，西部管整備課
教育委員会	総務部	職員課
	人権教育部	人権・同和教育課
	教育環境部	学事課，施設計画課，施設整備課
	教育支援部	健康教育課長(2)，学校給食センター，課長(給食運営担当)
	指導部	教育相談課，発達教育センター
	高等学校	福翔高等学校，博多工業高等学校
	小学校	照葉小学校，弥生小学校，金山小学校，西花畑小学校，飯原小学校，愛宕小学校
	中学校	照葉中学校，警固中学校，原中央中学校
	幼稚園	雁の巣幼稚園
人事委員会 事務局	任用課，審査課	

別表 2

市民局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	旧今宿出張所解体工事	43,691,550円	平成22年11月16日から 平成23年3月20日まで
2	南区役所耐震改修工事	51,322,950円	平成23年6月3日から 平成23年12月15日まで
3	東光公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事	263,048,100円	平成22年9月1日から 平成23年6月20日まで
4	七隈公民館内部改造工事	88,653,600円	平成22年8月7日から 平成23年3月10日まで
5	多々良公民館・老人いこいの家複合施設増築工事	129,886,050円	平成23年7月29日から 平成24年3月10日まで
6	東光公民館・老人いこいの家複合施設その他改築工事監督業務委託	5,197,500円	平成22年9月1日から 平成23年6月8日まで
7	福岡市民体育館バリアフリー化工事	15,235,500円	平成22年9月18日から 平成23年3月10日まで
8	東体育館アスベスト除去工事	16,604,700円	平成22年12月4日から 平成23年2月28日まで
9	戸切人権のまちづくり館改築工事	112,149,450円	平成22年6月11日から 平成23年3月15日まで
10	老司公民館増築その他電気工事	16,602,600円	平成22年8月15日から 平成23年3月15日まで

11	東光公民館・老人いこいの家複合施設その他改築電気工事	13,597,500円	平成22年8月17日から 平成23年6月7日まで
12	弥生公民館・老人いこいの家複合施設増築空調設備工事	12,467,700円	平成23年7月6日から 平成24年3月25日まで
13	東花畑公民館太陽光発電装置設置その他電気工事	6,280,050円	平成23年11月18日から 平成24年3月15日まで
14	福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事	952,421,400円	平成20年6月20日から 平成22年12月10日まで
15	福岡市デジタル移動通信系防災無線設備工事(第3期分)監督業務委託	3,990,000円	平成22年5月21日から 平成22年12月10日まで
16	福岡市民体育館エレベーター設置工事	13,671,000円	平成22年10月16日から 平成23年3月15日まで
17	戸切人権のまちづくり館改築空調設備工事	9,765,000円	平成22年6月8日から 平成23年3月15日まで
テーマ監査			11件

別表3

こども未来局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	姪浜小学校留守家庭子ども会施設増築工事	14,413,350円	平成22年10月27日から 平成23年3月10日まで
2	横手小学校留守家庭子ども会室改造工事	11,311,650円	平成22年11月18日から 平成23年3月10日まで
3	和白小学校留守家庭子ども会施設改築工事	34,226,850円	平成23年10月19日から 平成24年2月10日まで
4	東部療育センター新築工事	690,429,600円	平成21年12月23日から 平成23年1月10日まで
5	市立わかば学園解体工事	13,771,800円	平成23年4月26日から 平成23年8月10日まで
6	市立香椎保育所改築工事	249,885,300円	平成22年6月25日から 平成23年3月22日まで
7	四箇田小学校留守家庭子ども会施設改築衛生設備工事	4,691,400円	平成22年11月12日から 平成23年3月15日まで
8	香椎下原小学校留守家庭子ども会施設改築電気工事	5,880,000円	平成23年11月18日から 平成24年3月15日まで

9	東部療育センター新築電気設備工事	139,650,000円	平成21年12月8日から 平成23年1月15日まで
10	管理運営業務の一部委託（舞台）	13,727,700円	平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで
11	平成23年度プラネタリウム設備 保守点検業務委託	4,410,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
12	背振少年自然の家污水处理施設管 理業務委託	3,618,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
13	市立香椎保育所改築電気工事	30,270,450円	平成22年7月23日から 平成23年3月22日まで
14	こども総合相談センター自動制御 装置（空調・入退室管理）保守点検 業務委託	3,150,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
テーマ監査		19件	

別表4

水道局 監査を実施した工事等一覧表

No.	工 事 名	契 約 金 額	工 期
1	福岡市水道水源かん養林内作業道 整備工事（飯場線その3）	18,300,450円	平成23年8月12日から 平成24年1月31日まで
2	高宮浄水場高所配水池耐震化等検 討調査業務委託	6,930,000円	平成22年9月7日から 平成23年3月15日まで
3	新久山スラッジ処分場築造工事	325,483,200円	平成21年6月26日から 平成23年6月30日まで
4	夫婦石浄水場1号配水池防水工事	136,318,350円	平成22年7月8日から 平成23年3月15日まで
5	新久山スラッジ処分場場内道路整 備工事	50,547,000円	平成22年8月20日から 平成23年8月31日まで
6	番托系導水管布設工事（3工区）	1,196,386,800円	平成21年8月21日から 平成24年2月6日まで
7	新久山スラッジ処分場フェンス設 置工事	22,284,150円	平成23年7月21日から 平成23年12月27日まで
8	夫婦石浄水場5・7・8号ろ過池改 良工事	94,529,400円	平成23年6月29日から 平成24年3月15日まで
9	南畑専用水道改良工事	26,487,300円	平成23年11月17日から 平成24年3月25日まで
10	江川系・曲渕系導水管塗膜損傷位置 探査業務委託	13,335,000円	平成22年9月4日から 平成23年3月15日まで

11	日佐江系導水管塗膜損傷位置探査業務委託	16,275,000円	平成23年11月5日から 平成24年3月15日まで
12	東区名島4丁目地内配水管布設工事	52,479,000円	平成22年6月17日から 平成23年2月21日まで
13	東区松田2丁目地内外1配水管布設工事	75,386,850円	平成22年10月9日から 平成23年6月30日まで
14	東区志賀島橋配水管橋梁添架工事	103,469,100円	平成22年10月16日から 平成23年3月15日まで
15	東区千早3,4丁目地内φ800mm配水管布設工事	88,018,350円	平成22年9月30日から 平成23年5月30日まで
16	東区奈多団地地内配水管布設工事	43,615,950円	平成22年11月25日から 平成23年6月15日まで
17	博多区美野島1丁目地内配水管布設工事	50,727,600円	平成23年6月22日から 平成24年1月20日まで
18	博多区博多駅南4.5丁目地内配水管布設工事	51,054,150円	平成23年6月22日から 平成23年11月23日まで
19	博多区板付5丁目地内配水管布設工事	44,566,200円	平成23年8月25日から 平成24年2月29日まで
20	東区香椎駅東3丁目地内φ800mm配水管移設工事	23,766,750円	平成23年9月7日から 平成24年5月15日まで
21	平成23年度東区アイランドシティ地内φ600mm配水管布設工事(その2)	17,360,700円	平成23年11月17日から 平成24年5月15日まで
22	東区松崎1丁目地内φ600mm配水管更生工事	47,219,550円	平成23年12月7日から 平成24年3月25日まで
23	東部地区配水管布設設計委託No.1(単価契約)	37,494,304円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
24	配水管等工事監督業務委託No.1(東部)	14,385,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月30日まで
25	中央区平尾2丁目～清川3丁目地内φ800mm配水管更新工事	467,399,100円	平成21年8月19日から 平成23年3月25日まで
26	中央区清川3丁目～博多区美野島3丁目地内φ800mm配水管推進工事	179,896,500円	平成21年7月31日から 平成22年12月15日まで
27	中央区唐人町2丁目地内配水管布設工事	53,488,050円	平成22年9月15日から 平成23年6月30日まで
28	中央区清川1,2丁目地内配水管布設工事	62,776,350円	平成23年6月7日から 平成24年3月26日まで

29	城南区友丘2丁目地内配水管布設工事	43,187,550円	平成22年10月15日から 平成23年7月8日まで
30	城南区鳥飼6,7丁目地内配水管布設工事	45,195,150円	平成23年4月21日から 平成23年10月18日まで
31	平成23年度単価契約配水管等仮設・移設工事(中部)	179,935,500円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
32	配水管等工事監督業務委託(中部)その2	14,175,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月30日まで
33	高宮系φ1000mm配水管布設工事設計委託	18,165,000円	平成23年12月2日から 平成24年3月15日まで
34	高宮系φ1000mm配水管布設工事土質調査業務委託	10,958,850円	平成23年12月2日から 平成24年3月15日まで
35	早良区西新4,5丁目地内φ800,φ900配水管布設工事	95,745,300円	平成22年9月2日から 平成23年10月15日まで
36	西区石丸3丁目地内配水管布設工事	56,163,450円	平成22年11月5日から 平成23年6月10日まで
37	西区伊都土地地区画整理地内No.60配水管布設工事	55,473,600円	平成22年12月4日から 平成23年5月27日まで
38	西区今宿町地内配水管布設工事	55,703,550円	平成23年4月7日から 平成23年10月31日まで
39	早良区飯倉3丁目地内配水管布設工事	49,468,650円	平成23年4月21日から 平成24年2月20日まで
40	西区下山門3,4丁目・石丸3丁目地内配水管布設工事	64,423,800円	平成23年7月6日から 平成23年12月27日まで
41	早良区昭代1,2丁目地内配水管布設工事	51,390,150円	平成23年7月21日から 平成24年1月26日まで
42	西区伊都土地地区画整理地内No.68配水管布設工事	52,596,600円	平成23年11月17日から 平成24年3月25日まで
43	西区玄界島海底配水管布設調査業務委託	26,503,050円	平成22年8月19日から 平成23年3月15日まで
44	西区羽根戸配水池系φ1100mm配水管管内調査業務委託	29,885,100円	平成22年12月9日から 平成23年3月25日まで
45	瑞梅寺浄水場小水力発電設備建築工事	36,942,150円	平成22年8月12日から 平成23年1月5日まで
46	早良営業所庁舎建築工事	56,129,850円	平成22年9月8日から 平成23年3月24日まで
47	本局設備機器運転管理業務委託	13,965,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで



48	水源情報オンラインシステム修理	73,321,500円	平成22年11月5日から 平成23年3月15日まで
49	I Pテレメータ設置工事	41,949,495円	平成23年8月25日から 平成24年3月15日まで
50	水管理センター電動弁保守点検業務委託	6,405,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
51	多々良浄水場送水ポンプ棟電気設備更新工事	172,174,275円	平成22年10月22日から 平成24年3月15日まで
52	水道局合築庁舎空調設備工事	102,690,000円	平成22年12月3日から 平成24年2月26日まで
53	多々良浄水場1系水処理電気設備更新工事	451,487,400円	平成21年8月19日から 平成23年3月15日まで
54	水道局合築庁舎非常用発電設備工事	136,077,900円	平成22年12月2日から 平成24年2月26日まで
55	多々良浄水場凝集剤注入設備更新工事	101,528,700円	平成23年11月2日から 平成24年3月15日まで
56	多々良浄水場凝集剤注入電気設備更新工事	58,800,000円	平成23年11月2日から 平成24年3月15日まで
57	瑞梅寺浄水場水質計器更新工事	7,350,000円	平成23年12月10日から 平成24年3月15日まで
58	乙金浄水場排水処理設備機能維持対策修理	72,765,000円	平成22年9月7日から 平成23年3月15日まで
59	福岡市工業用水道金島浄水場包括委託	351,750,000円	平成20年3月31日から 平成25年3月31日まで
60	乙金浄水場計装設備外保守点検業務委託	9,975,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
61	多々良浄水場加圧脱水機修理	13,440,000円	平成23年10月20日から 平成24年3月15日まで
62	多々良浄水場外自家用電気工作物保安業務委託	12,026,700円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
63	高宮浄水場外シーケンサ取替修理	23,100,000円	平成22年11月12日から 平成23年3月15日まで
64	背振ダムI T Vカメラ取替修理	4,725,000円	平成23年9月13日から 平成24年1月10日まで
65	番托取水場高宮系1号管No.3導水ポンプ修理	17,640,000円	平成23年5月27日から 平成23年11月30日まで
66	夫婦石浄水場計装機器取替修理	21,785,400円	平成22年11月5日から 平成23年3月15日まで

67	夫婦石浄水場1号沈でん池機械設備修理	16,367,400円	平成23年10月6日から 平成24年3月15日まで
68	小呂島海水淡水化設備保守点検業務委託	8,400,000円	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
69	瑞梅寺浄水場データ監視装置外修理	11,550,000円	平成22年10月16日から 平成23年2月12日まで
70	瑞梅寺浄水場ろ過池原水弁バルコン外取替修理	9,870,000円	平成23年10月12日から 平成24年3月15日まで
テーマ監査		20件	